八嶋浩久委員の質疑及び答弁

奥野委員長　八嶋委員。あなたの持ち時間は60分であります。

八嶋委員　おはようございます。自民党議員会の八島です。

９月定例会では予算特別委員会にて質問の機会を頂きました。関係の皆様方には感謝、お礼を申し上げる次第でございます。

また、傍聴の皆様、そしてケーブルテレビを御覧の皆様には、県政に大きな関心を持っていただいておりますことを感謝申し上げます。

そして、熊本地震、千葉、富山、名古屋、和歌山などの各地で発生した線状降水帯では記録的な大雨による災害が発生しました。シルバーウイーク中には、台風25号により、亡くなられた皆様、被害に遭われた皆様には、心からお悔やみとお見舞いを申し上げる次第でございます。

昼夜を問わず、復旧や捜索に御尽力いただいている全ての関係の皆様方にも、心強い限りであり、感謝申し上げます。

それから、御縁を頂いておりました綿貫民輔先生の訃報に触れ、本当に寂しい気持ちでございます。

私からも、これまでの富山県、日本社会の発展に寄与されました御功績に対し、敬意と感謝、そして御冥福をお祈り申し上げ、まずは大きな問１、個と公の調和型社会の実現から質問を始めていきたいと思います。

本日９月24日は、掃除の日です。昭和46年のこの日、廃棄物処理及び清掃に関する法律が施行されたことに由来するものです。また、本日から10月１日まで環境衛生週間も始まっているわけです。

それでは、掃除の質問から始めていきたいと思います。六渡寺海岸の清掃の話から始めます。

奥野委員長、ここでサイネージの利用許可をお願いいたしま

す。

奥野委員長　許可します。

八嶋委員　先般、この海岸清掃活動に対して、六渡寺自治会が国土交通省から表彰されました。

画像は表彰式と表彰状です、次に盾、次に、本日傍聴に来ていただいております高木さんが出席した表彰式の様子です。

私も、当事者として客観的に評価されたことを、とても誇りに感じますし、うれしく思っています。

次の画像に移りますが、８月11日、山の日の小矢部側の右岸の、新湊側の岸壁にたまったごみの状況であります。実はこの前の８月３日から７日に、地元の会社が海岸清掃をしておられます。その後の、８月11日の山の日であります。

この後、８月30日の画像ですけれども、８月23日にもまた、有志の方で掃除した後、１週間でこの画像の状況でございます。

ただ、この８月27日に氷見の大雨があったので、災害ごみも多かったということで、誰の責任でもないと思っています。

その後、８月31日から９月４日まで、地元の会社がまた清掃、片づけをされたわけでございますが、その後の９月10日の画像のとおり、もう、ごみがたまっているわけでございます。

とにかく、本当にいたちごっこでありまして、掃除しても掃除しても報われないというのが、本当の実情であります。

このことは、沿岸部だけではないのです。次の画像は、七美の水路にたまるごみであります。

射水市内においても、下地区、七美地区、片口地区、塚原地区の用水路でも、同じようにごみ集めの作業があるわけです。

毎回、農作業に入る前に、こういった掃除をしているにもかかわらず、きれいな状態は一瞬であり、次の日、次の月には、下流域はごみの水路になっているわけであります。

沿岸部、下流部で幾ら掃除しても、プラスチックごみ、雑草、

伐木、流木は、やはり上流から流れてくるわけでありまして、根本的に上流できれいにならない限り、下流域のごみは、少なくならない、なくならないわけであります。

けなげに、この沿岸や下流域で清掃している皆様には、気の毒でたまらないわけであります。

このような状況をどのように感じますか、分析を含めて今後どのように取り組んでいくのか、まず、新田知事に御所見をお伺いしたいと思います。

新田知事　県内の海岸の漂着物の量ですが、一昨年は奥能登で豪雨があった関係もあり、飛び抜けて増えたのですが、通常は大体1,500立米前後ということであります。そのうち、８割は県内の河川を通じて流出したものと推定されています。

また、毎年行っている漂着物の調査では、流木のほかに食品容器など生活由来のものも多く見られます。

海とともに育ち、海とともに働いてこられた八嶋委員としては、日々そのような状況を目の当たりにされて、今回の質問につながっていると拝察いたします。

県では、漂着物の円滑な回収処理に加えまして、漂着物は、上流域を含めた県内全域の共通課題との認識に立っておりまして、これまで、県内全域での清掃活動キャンペーン、レジ袋の削減や資源ごみの回収、肥料袋などプラスチック製農業資材の適正管理、ダム湖などにおける流木の回収、河川内の樹木や渓流部の枝折れなどの危険がある樹木の除去、森林での間伐材の搬出など、市町村や関係団体と連携して進めてまいりました。

こうした取組の結果、清掃活動に取り組む団体数は順調に増えております。

また、県内で最も漂着物が多い地域では、昔に比べてごみの量が減ったという声が聞かれるようになり、成果は少しずつですが、着実にあらわれてきていると感じています。

一方で、漂着物の発生源に関する認知度が約３割にとどまっていることも課題だと捉えております。

要するに、皆さん、自分で捨てたものが海に行くという認識があまりないということです。

今年３月に改定した海岸漂着物対策推進地域計画に基づきまして、情報発信や環境教育などを強化してまいります。

具体的には、ウェブサイトやＳＮＳを活用した情報発信の強化、小学生やその家族が家庭で取り組む、とやま環境未来チャレンジ、これについては、令和７年にアプリも導入しています。これらを通じた環境教育を進め、子供の頃からしっかりと理解をしてもらおうということです。

そのほか、市町村と連携した使用済みプラスチックの一括回収の促進、また、農業者などへの資材の流出防止等の啓発などに取り組んでまいります。

今後も、市町村、県民、事業者、また、ＪＡ、ボランティアの皆さんなどと連携協力しながら、海岸漂着物対策を強力に進めていきたいと考えます。

八嶋委員　次の画像を御覧ください。六渡寺付近のイラストでありますが、先程紹介した海岸の漂着ごみは、ここら辺に某倉庫と書いてあります、この辺であります。海岸は、六渡寺海岸ということでございます。

実は、シルバーウイーク中、９月20日にもボランティアの掃除がありました。たくさんのボランティアの皆さん方に参加していただき、砺波の出町小学校、中学校のバスケ部の少年たちが、下流域の状況を学んで行かれました。本当、頭が下がる事例であります。

４日たった本日の六渡寺海岸は、この台風の影響もあったのでしょうか、僅か４日で既にごみの海岸になっております。

自然災害とはいえ、残念な姿であります。

28日から、また、地元の会社が掃除していただくということでありますが、一瞬はきれいになると思うのですけれども、根本解決には至らないということであります。

知事には、今程、答弁も頂きましたけれども、絶えず流域での不法投棄やこういった環境マナーに目配りいただき、さらには沿岸部、下流域をおもんぱかる政策を、市町村を超える広域での取組に御尽力いただければと御期待申し上げて質問を終わります。

次に、海岸漂着ごみや下流域の水路のごみ問題は、これにとどまりません。

ごみが海に流れ出て、大きな流木を含む海洋ごみとなって、定置網、底引き網にも除去作業が発生します。

船からのごみ拾いや、網に引っかかれば、網が破損して、修理まで相当の時間がかかって漁ができなかったり、多額の費用がかかるなど大きな影響が出るわけであります。

何か、保険に頼って、根本的な解決を先送りしているようでなりません。

さらに、先般、氷見の河川からは、プレジャーボートが流されて定置網に引っかかり、網元が苦労されている状況も報道されております。

これらの影響をどう認識し、漁業、水産業を守る立場として、どのような具体的な対応が必要でしょうか、津田農林水産部長に御所見をお伺いいたします。

津田農林水産部長　海洋ごみは、漂流したものが漁網や定置網に絡まり、網の破損要因となるほか、スクリューへの巻きつきによる漁船への被害の発生、それから、ごみ除去に時間を要し、作業効率が低下するなど、御指摘のとおり、漁業経営に与える影響は少なからずあると認識しております。

漁網等に絡まるなどした海洋ごみは、漁業者自らが回収の上、

漁港に陸揚げし、漁港管理者から依頼を受けた市町が、ごみ処理施設の処理能力の範囲内で処理しているほか、当該処理施設の処理能力を超えるようなものにつきましては、漁港管理者が国の支援制度を活用しながら処理を行っております。

こうした海洋ごみを減らすには、発生源であります流域全体での対策が重要であり、農林水産部においても、農業者に対し、被覆肥料殻――これは肥料が入っていました２～３ミリの小さなプラスチックの玉殻ですが、これの流出防止や、刈草の適正管理を呼びかけているほか、氷見の県栽培漁業センターにおきまして、啓発用パンフレットを設置するなど、栽培漁業の必要性とともに、海の環境を守る大切さも理解していただけるよう努めております。

なお、今般の記録的な大雨で、海に流されましたプレジャーボートにつきましては、全部で４隻流れておりますけれども、そのうち３隻につきましては、所有者が判明し、引取り済みということであります。

残り１隻については、氷見市阿尾の定置網に所有者不明のものが漂着しているということですが、現在は、定置網の中ではなくて、外で沈んでいるということです。

これにつきましては、まずは、所有者特定に必要な潜水調査を実施するよう準備をしておりますが、現在も濁りがあって、その船の番号を確認できない状況が続いているということでございますので、今後、海中の視界が良好になるのを待って調査を行い、河川管理者とも連携しながら、所有者に対し、速やかな引取りを求めていきたいと考えております。

八嶋委員　中山間地域が、担い手不足などで荒れているからなのだろうと想像するわけでございます。

上流域とのごみ対策を連携していただいて、農林水産部関連では中山間流域一帯の取組を御期待申し上げたいと思います。

前問でも、氷見でプレジャーボートが流されたことを紹介いたしましたけれども、そこで、次に、六渡寺の内川の不法係留の画像を御覧ください。

以前に、不法係留対策が内川でも進んでいったのですが、こういった災害が起こり、現実的に漁業者に影響を与えたということになると、そろそろ、令和９年、あるいは、令和８年からでもこの不法係留対策にも目を向けていく必要があるのではないかと思うわけでございます。

川上土木部長に御所見をお伺いいたします。

川上土木部長　不法係留船は、自然災害時には船舶が流出する被害が発生するなど、河川、港湾、漁港の管理上支障となりますので、県では、移動先となる係留保管施設が確保された地区において、順次、市や地元関係者などによる協議会を設置しまして、規制する区域を指定した上で対策を講じてまいりました。

射水市六渡寺の内川の不法係留船対策につきましては、新湊マリーナなど近隣の係留保管施設の収容力に余裕があります。

そういった状況を踏まえまして、地元関係者などの理解が得られましたので、実効性のある対策を適正に実施するため、令和５年度に関係行政機関、地域住民の代表で構成されます射水市庄西地区不法係留船対策協議会を設置しまして、規制措置などの対策方針を盛り込んだ計画の策定を進めておりました。

その矢先、令和６年１月に能登半島地震が発生しまして、不法係留船の誘導先として考えておりました新湊マリーナが被災しましたので、この不法係留船対策の計画策定を当分の間延期していたところでございます。

能登半島地震の発生から２年半あまりが経過したこと、また、今年の１月には、新湊マリーナの災害復旧事業が完了したことも踏まえまして、対策の再開に向けた環境が整いつつあることから、まずは協議会の開催に向けまして、関係機関との調整を

進めたいと考えております。

御指摘のとおり、今後、今般の８月と同様の大雨が降りますと、その影響で河川に係留されていた船舶が流出するおそれもありますので、県としては、関係機関と連携協力しまして、不法係留船の解消に向けて取り組んでまいります。

八嶋委員　六渡寺沖には定置網はもちろん、白エビ、ベニズワイの大切な漁場もあるわけでございます。

マリンレジャーは本当に楽しいし、ボート所有者の気持ちも分からないわけではないのですが、ここは、やはり個人と公共の調和型社会をどうしても作っていきたいという私の思いもありますので、御尽力いただきたいと思っております。

このような、激甚化した災害を目の当たりにすると、人類の英知、技術も頼りにしたくなるわけであります。

先日、ドライアイスの空中散布により、気象をコントロールできる可能性を検証しようとする取組が報道されておりました。

県内で、実証実験が開始予定とのことでありました。

千葉大学、富山大学、富山県立大学で進んでいますが、くしくも、今、千葉豪雨と富山県の大雨災害の被災地同士の高等教育機関の連携であります。

豪雨災害を防ぐ技術開発について、防災力向上のため、富山県もこれを後押しして、官学連携で進めてはいかがでしょうか、中林危機管理局長に御意見をお伺いいたします。

中林危機管理局長　委員御紹介の豪雨被害を防ぐ研究開発につきましては、千葉大学を中心に富山大学や富山県立大学のほか、多くの研究機関が参画し、国のムーンショット型研究事業、ＡＭＡＧＯＩプロジェクトとして進められています。

このプロジェクトでは、集中豪雨による被害の軽減を目指し、大気中の水蒸気量を大幅に減少させる気象介入技術の開発などが進められています。

本年１月には、入善町及び朝日町周辺沖において、ドライアイス散布による人工降雪に係る予備実験が実施されました。今年度は、観測体制を強化した実証実験をされると聞いております。

近年、気候変動の影響等により、豪雨災害が激甚化、頻発化しており、本県において、先月27日には２度線状降水帯が発生し、県西部を中心に甚大な被害が生じました。

こうした中、新たな防災・減災技術の研究開発は、将来の県民の安全・安心につながる重要な取組と考えております。

その一方で、本プロジェクトは、国主導の大型研究事業であり、その研究内容や進め方については、専門的知見に基づき、慎重に検討されるべきものと認識しております。

県としては、これまでも、研究関係者からの相談に応じ、実証実験予定地域との調整や、防災関係者向けの研修への講師招聘など、研究活動の円滑な実施に協力しています。

引き続き、研究の進捗や成果を注視しながら、地域との橋渡しなど、県として対応可能な範囲で必要な協力を行ってまいりたいと考えております。

八嶋委員　せっかく富山県で実施しておられるプロジェクトなので、ぜひ、少しでも世の中のお役に立てればと思います。

次に、大雨の前は、御母衣ダムの貯水量が底をつく渇水が起こったわけであります。

降雪が少なかった上に、例年の降水量の７％、猛暑が原因らしいですが、それにしても、深い水深を有する御母衣ダムが干上がるというのは考えにくく、一般的に考えると、人災的なお粗末な感じもするわけであります。

下流部への影響、例えば飲料水、工業用水、農業用水に大きな影響や不安を招くことになりかねないわけで、想定外ではなかなか済まない気もいたします。

ダム運営、今回の対応については、やはり検証が必要ではないかと考えております。

杉田生活環境文化部長に御所見をお伺いいたします。

杉田生活環境文化部長　渇水につきましては、水系ごとに利水者などで構成します協議会等で対応を検討する仕組みとなっております。

庄川につきましては、富山河川国道事務所が事務局を務める庄川渇水情報連絡会において、構成員の庄川沿岸用水土地改良区連合や砺波広域圏事務組合、県企業局、また、県の関係課などの意見も踏まえ、対応が検討されることとなっております。

今般の庄川の渇水は、上流部の降水量が少なく、御母衣ダムなどの貯水量が低下したものでございます。

この情報連絡会での調整の結果、８月７日から利水者による２割減の取水調整が行われ、それ以降も少雨が続き、ダムからの補給がなくなると、さらに取水調整が厳しくなる見通しも一時出されたところでございます。

しかしながら、その後の降雨で御母衣ダムの貯水量が徐々に回復し、必要な使用水量を確保できる見通しとなったことから、９月15日をもって、取水調整が終了したところです。

懸念されておりました農作物、あるいは、水道などへの大きな影響は見られなかったものの、地球温暖化などの気候変動の影響により、水資源リスクが今後増大することが想定されます。

こうした中、富山河川国道事務所では、今年度内に、今回の対応を利水者や県の関係課などと検証する予定となっております。

また、国では、一級河川の黒部川、常願寺川、神通川、庄川、小矢部川の５つの水系につきまして、渇水による影響や被害の想定や、渇水被害を軽減するための対策などを定める行動計画であります渇水対応タイムラインの策定を目指すとされており

ます。その策定に向け、県としましても、国と連携協力してまいります。

また、二級水系では、昨年の渇水を受けまして、上市川で、タイムラインを試行的に定め、関係者間で運用したところです。

その運用で生じた課題を検証の上、その改善にも努めてまいります。

さらに、今後、今ほど申し上げました水系以外の協議会などでも、タイムラインの必要性の周知を図ってまいりたいと考えております。

八嶋委員　検証されるということでありまして、この渇水の経験が少しでも生かされるということで、御母衣ダムに限らず、庄川に限らず、県内の河川全てで、そういったことの取組がなされるということは、経験が大変生かされるのではないかと思っています。

渇水の影響を受けた小牧ダムでは、水位低下が起こって観光船の運航も中止になったということでございます。

影響がなかったわけではないだろうと。これは観光経済にも影響を与えることになったということでございますので、十分この経験を生かしていただきたいと思っております。

それでは、大きな問いの２、安全・安心豊かな暮らしの実現についてお伺いします。

今回の大雨災害では、氷見市では河川氾濫――外水氾濫とも言いますが、確認されています。

国土交通省からは、河川氾濫が切迫したり、既に発生していることを河川管理者である国や都道府県から市町村などに素早く情報提供する新制度の対象区域が示されました。

家屋の倒壊や流出の危険がある区域、深い浸水が想定される区域などが該当するとなっています。

これを受けた河川管理者の国や都道府県は、水防協議会にお

いて、今年の大雨の時期までに対象となる具体的な河川や区域、通報基準となる水位データ等を定めるようにとなっております。

これについての進捗状況はどうでしょうか、また、氷見の氾濫河川については、そもそも対象区域とされていたのかどうか、川上土木部長にお伺いいたします。

川上土木部長　御質問の河川氾濫等の通報制度ですが、水防法の改正によりまして、今年の５月29日から運用が開始されております。

この制度は、御紹介のとおり、対象となる河川の区域と通報基準を水防計画に定めまして、氾濫による著しい危険が切迫していると認められる場合に、河川管理者から市町村長等に通報する制度でございます。

富山県では、今年５月に開催しました県の水防協議会で、対象となる河川の区域や、通報基準などを審議いたしまして、今年度の水防計画に定めております。

具体的には、対象の河川としましては、国管理では、宇奈月ダム、利賀ダムを除く８河川の全区域、県管理では、従来から洪水により大きな被害が生じるおそれがあるとして、水位周知河川として指定しておりました41河川の区域としております。

通報基準は、県管理河川では、巡視や河川監視カメラなどにより越水を確認した場合、国管理河川ではこれに加えまして、設定した水位や流量に到達した場合ということで運用しております。

今般の大雨で氾濫した氷見市内の県管理の９河川のうち、通報対象となっていた河川は、上庄川、阿尾川、宇波川の３河川でございました。

河川監視カメラなどにより、溢水を確認したことから、氷見市等へ氾濫通報を行ったところでございます。

一方、お話がありましたが、浸水解消まで期間を要しました

氷見市十二町地区などでは、その地区を流れる万尾川も氾濫いたしましたが、今回通報対象の河川となっておりませんでしたので、通報はなかったところでございます。

御指摘のとおり、今般の大雨では、通報の対象となっていない河川の区域でも氾濫が発生しておりますので、氾濫状況の把握、情報伝達を検証しまして、対象河川、監視方法、連絡体制といった課題を整理したいと考えております。

その上で、必要に応じて通報対象、運用方法の見直しを検討しまして、市町村とも連携して、迅速かつ的確な通報と制度の運用に努めたいと考えております。

八嶋委員　今、災害対応中だということでございますが、進捗状況等分かりましたので、よろしくお願いしたいと思います。

次の質問です。一昨年の2024年の石川県能登豪雨では、死者、行方不明者15人のうち、洪水による死者は９人でありました。いずれも、ハザードマップでは水害リスクが示されてない地域の被災でございます。

これは、輪島市の塚田川で、流木や土砂が橋に引っかかって流れがせき止められて、周辺に氾濫して、家屋４棟が流出し被害が出るなど、ハザードマップ上は安全に見えても水害リスクが高い場所があるということであります。

先ほど、土木部長からも、指定以外の河川からの氾濫もあったということでありましたけれども、特に中小河川の危険が見過ごしがちというか、高いのだろうと思います。

こうした、流木や土砂による浸水区域が広がる現象を踏まえたハザードマップの更新が急務ではないかと考えております。

新田知事の御所見をお伺いいたします。

新田知事　令和６年９月の能登半島豪雨では、地震によって、主に山地部に流出していた土砂や流木が、その後発生した洪水とともに流れ下り、橋梁などで河川の流れを阻害したことで水位

が上昇し、氾濫範囲が拡大するなど、甚大な被害につながりました。

これを踏まえて、今般の大雨で氾濫した県管理の９河川に関して、当時の降雨量や河川水位データなどに加えて、実際の浸水区域などを調査し、県で策定しております現在の洪水浸水想定区域と比較検証を行う必要があると考えています。

その結果、実際に浸水した区域が想定区域より広がっている場合には、能登半島豪雨の場合と同様、流木や土砂により、河川の流れが阻害された影響もあるものと考えられます。

洪水ハザードマップの基礎となる現在の洪水浸水想定区域図ですが、流木や土砂による流れの阻害は考慮されておらず、災害リスク情報の空白域が生じるおそれがあります。今般の大雨を踏まえて、今後の災害リスクを考える上での課題と捉えています。

こうした中で、国では、洪水浸水想定区域図作成の手引きを流木や土砂の影響を見込んだものに更新をし、その対象となる河川を抽出の上、財政的、技術的支援をすることで、ハザードマップの作成を進めることとされています。

県としては、国のこうした取組を踏まえて、必要に応じて、洪水浸水想定区域図の見直しを検討するとともに、その結果が市町村の洪水ハザードマップに適切に反映されるように支援をしてまいります。

あわせまして、市町村と連携して、水害リスクの周知を図り、住民の早期避難につなげてまいります。

八嶋委員　本当に心強い答弁を頂きました。市町村の洪水ハザードマップの更新の支援に取り組んでいただきたいと思います。

2019年に千曲川が氾濫して、北陸新幹線が水没した映像は、皆さんにも記憶に新しいことと思っています。

当時、氾濫の警報がなくて、大雨が収まった後、避難所から

一旦自宅に帰られた後に氾濫が起こったということで、先ほど川上土木部長からも答弁ありましたけれども、特別警報と併せて、氾濫特別通報という新制度が出来上がったわけであります。

こういった新制度を機能するようにしていくには、ハザードマップの更新やアップデートがとても必要だということであります。ぜひ、このための取組を加速させていただきたいと思っております。

次に、また、サイネージをご覧ください。先般、海老江まつり資料館で特別展が開かれているという新聞報道がありました。特別展を開催するのはコロナ禍の影響で中止されて以来６年ぶりということで、11月７日まで開催しているとのことですが、改めてコロナ禍の大きな影響を認識し、パンデミックの怖さを実感したところです。

昨日は、五箇山の麦屋まつりがあったり、各地で種々のお祭りがあったわけですが、秋分の日、毎年恒例の海老江曳山まつりが開催されました。

八尾のおわら風の盆や、射水市下地区の稚児舞、福岡のつくりもんまつりなどとはがらりと趣を変えて秋の曳山巡行が始まりました。

海老江の３基の曳山は、地域の伝統工芸技術の結晶であり、特に精巧なからくりを有する前人形は、「おおっ」という感じで見る者を感嘆させます。

また、巡行の途中には、魂を揺さぶる木遣歌が披露されます。

荒波に立ち向かう、海に生きる者の気概を今に伝える音の遺産と言えるわけであります。

それに加えて、鯨神輿が、曳山と一体になって巡行する光景は、海洋文化と都市祭礼が融合した独自性、オリジナリティーの極みであります。

この鯨神輿は、海老江地区に伝わる海の民話に由来していま

す。

そこで、現状は射水市の指定文化財ですが、年々保存承継活用が難しくなっており、県の無形民俗文化財として指定することによって、この希有な海老江のお祭りの保存承継や、この文化財の活用を果たしてもらうことこそ、未来への励み、時代の荒波を乗り越えることにつながると考えますが、廣島教育長の御所見をお伺いいたします。

廣島教育長　昨日、晴れわたる空の下、３台の曳山が巡行される姿を目の当たりにして、地域の皆様が、子供から御老人まで、笑いながら集っておられる姿を見て、感動させていただいたところでございます。

この海老江の曳山ですが、精巧な井波彫刻などが特徴の３基の曳山が、海老江加茂神社秋季祭礼で巡行するということで、昭和52年に射水市の有形民俗文化財に指定されております。

現在、射水市が県の文化財指定に向け、取り組まれておりまして、重要要望もいただいている状況です。

県の文化財指定に当たりましては、まずは地元の教育委員会などによります歴史と沿革、内容と特徴、そして保存状況などを調べる基礎調査、そして、地域特性の顕著性や重要な文化的価値などを調べる詳細調査を経た上で、県文化財保護審議会の諮問及び答申へとつなげることが必要となります。

射水市におかれては、海老江の曳山の県指定に向けて、最初の段階となります基礎調査を終えられております。

また、委員からお話しがありましたように、鯨神輿の伝説を題材とした海の民話アニメーションも製作されていると聞いており、そうした活動を通して、地域の伝統の継承の機運醸成に積極的に取り組んでおられると承知しております。

こうした中、現在次のステップとなります詳細調査の実施に向け、県の文化財指定には不可欠となりますほかの曳山には見

られない典型的な特色ですとか、文化的価値づけを導き出すための新たな切り口、これを満たすことに取り組んでおられると承知しております。

県教育委員会としては、引き続き、射水市からその詳細調査に向けた具体的な相談に対して、文化庁からの知見なども得ながら助言するなど、対応してまいります。

八嶋委員　教育長に晴れた日の曳山を見ていただき、本当にうれしく思います。

また、鯨の民話のアニメーションの紹介も頂きましたが、「日本昔ばなし」の雰囲気のものでございます。ぜひ、富山県、全国の皆さん方にこの鯨の民話を伝えていき、海と生き物の命の大切さを学んでいただければと思っております。

大きな問３に入ります。国際化を見据えた産業振興ということで、３問質問したいと思います。

４月に、水産問題調査会で、堀岡にある近畿大学富山実験場を視察し、実験場の取組ということで、アナゴ、アカムツの養殖の技術を学んできたわけでございます。

また、アカムツは完全養殖に成功したという講義を家戸所長からお聴きしてきたところであります。こんな近くで取り組んでいただき、頼もしく感じました。

そこで、富山県がこの実験場と連携を図って、事業あるいは研究をして新商品の開発や、県の水産試験場の取組も併せて、官民連携投資で県内外の販売先の確保を図り、将来の水産業振興に戦略的に取り組むなど、バイオや半導体、マテリアル、リサイクル同様、成長戦略の柱とし、富山県の水産業を地域特徴を生かした産業にしていく可能性を模索してはいかがかと考えております。

成長戦略にもつながるので、若干部局横断的にはなりますけれども、津田農林水産部長に御所見をお伺いいたします。

津田農林水産部長　近畿大学富山実験場では、富山湾の海水を活用して、マアナゴやアカムツの陸上養殖研究に取り組み、特にアカムツにつきましては、御紹介も頂きましたが、人工ふ化した魚から次世代を得る完全養殖に成功し、現在は早い成長特性を持つ品種改良等養殖の事業化に向けた研究を進められていると承知しております。

一方、県の水産研究所では、栽培漁業、すなわち、研究所で一定の大きさまで育成した種苗を、漁業者、あるいは漁業団体がそれを購入して放流し、大きくなったものを漁獲するといった栽培漁業を目的とした技術開発の研究を国などの研究機関と共同で実施しており、水槽内で自然に産ませた魚から稚魚の生産までに全国で初めて成功したほか、稚魚の性比が雄に偏る課題につきましても、遺伝的多様性に影響するおそれがあるということから、改善に向けた試験を実施し、成果も見え始めております。

御提案いただきました近畿大学と県の水産研究所との研究分野の連携のうち、アカムツにつきましては、種苗の安定生産など、養殖や栽培漁業と事業化に向けた共通課題もございますが、アカムツの栽培漁業に対する漁業者からの期待は大変大きく、言わば競合関係にある養殖業との連携につきましては、漁業者の意見を慎重に聞いた上で取り組む必要があると考えております。

一方で、県の水産業振興計画では、養殖の振興を図ることとしておりまして、近畿大学の技術支援により開始した入善漁協でのサクラマス養殖につきまして、県の水産研究所が飼育方法に関するアドバイスを行うなど、連携した取組もございます。

漁業者や漁協、近畿大学のニーズが合致するようなケースでは、県の水産業の振興を図られるよう、新商品の開発や販路拡大も含め、連携した取組を進めてまいりたいと考えております。

八嶋委員　デジタルサイネージを御覧ください、これが今程紹介したアナゴであります。

アナゴは水面から首を出すようです。議員の皆さん方も本当に真剣に見ていらっしゃいます。

次に、これはアカムツです。小さいところから、２年も３年もということで、視察を実施してまいりました。

思い出された方もいらっしゃると思いますが、高市政権として初めての予算編成が始まるわけでございます。これまでのやり方とは根本から変えるという発言もありましたし、当初予算を重視する令和９年度からは、なかなか補正予算も組みにくいのかと思っておりますし、これまでの、この指とまれの補助金ではなくて、やはりこういったアイデア重視で地域の特色ある事業ごとに予算を採択するやり方に、変わっていくのではないかと推察しているわけであります。

県としても、様々な特徴的な事業を提案する準備を行わないと、なかなか採択や事業化できないのではないかと思っております。

ぜひ、そういう意味で連携して、新たな産業振興や成長戦略につなげていっていただきたいと思っております。

次に、本日は、黄色いパイナップルカラーのネクタイをしてきておりますけれども、日台友好関連の質問であります。

先般、一般質問において、富山空港のチャイナエアラインの定期便就航に際して、鍋島県議からは、台湾への修学旅行を通して、子供たちの国際化教育に寄与する提案がありましたし、光澤県議からはスポーツを通した利用についての質問もありました。私からは高等教育機関との連携についてお伺いします。

５月28日、台湾友好議員連盟で、国際卓越研究大学の挑戦と題した東北大学の青木副学長の講演会に参加してまいりました。

台湾の陽明交通大学との連携の話を聞いてきたわけですが、

学問的に連携していくということは、かなり刺激を受けること間違いないということであります。

かの東北大学が、刺激を受け、ショックを受けるということでございますので、やはりこういう連携は相当なものだということでした。

この青木副学長から、富山県でもどうですかというお勧めがあったわけでございます。台湾が定期便を復活したことを機会に、例えば、富山県立大学と台湾の理系高等教育機関との連携をアジャイルに――アジャイルというのはできるところからという意味らしいですが、青木副学長は、進めて行かれればどうですかというアドバイスもありましたけれども、富山県にとっても、地域の特徴や地の利を打ち出せる、アピールの高いアイデア事業につながると考えます。

田中経営管理部長に所見をお伺いいたします。

田中経営管理部長　県立大学では、これまでも大学の競争力を高めるため、海外の大学との学生交流や、また、学術交流の推進を通しまして、国際化に対応した人材育成、また、教育・研究のグローバル化の推進に取り組んできたところでございます。

海外の大学との交流の取組として、学術交流協定の締結を進めてきておりまして、直近では令和５年度に５校、令和６年度に２校、令和７年度に２校と新規で協定を結ぶなど、締結大学数を着実に伸ばしてきているところでございます。

現在では、22の大学との間で、研究者の交流や共同研究、学生の派遣などに取り組んでおります。

また、学生交流協定も海外10の大学と締結しておりまして、多数の留学生を受け入れてまいりました。

こうした、海外からの留学生が安心して研究できるよう、留学生への支援に努めているところでございます。

一般に、海外の大学等との連携を進めるためには、教育・研

究分野の共通性があること、また、学生交流を行う場合の受入れ体制が整っていることが必要であると考えています。

委員御提案の台湾の理系高等教育機関との連携について、今後、その実現可能性を含め、確認、調査する必要があると考えています。

県として、引き続き、県立大学が国内外の学生から選ばれる大学となるよう、国際化の推進を含め、県立大学の魅力向上の取組を支援してまいりたいと考えております。

八嶋委員　我々も、今度訪台も計画しているわけですけれども、青木副学長からお勧めの、台湾の新竹サイエンスパークにある陽明交通大学の視察、訪問も実は入っていたのですが、残念ながら中止となりました。次回の訪台の際にはぜひ訪問して、いろいろ情報提供していきたいと思っております。

最後に、補正予算案について１つ質問させていただきます。

フランスへの食材輸出プロモーションについてです。

昨年、自民党会派の企画財務部会において、パリの日本大使館を表敬訪問したのですが、下川全権大使に幾つかのテーマで御講演いただいたわけであります。

その一つに和食文化と日本酒の酒造りが、ユネスコの無形文化遺産に登録されたお話がありました。

世界遺産登録を機に、現在、パリでは日本食ブームが起こっており、既に700店舗以上の日本食レストランがあるということであります。

また、塗師木局長の部下だったという中野一等書記官にもお会いしまして、富山県から物産展の話もありますと解説いただき、また、富山県をしっかりＰＲさせていただきますという応援のコメントもいただいてきたわけであります。

もう一つ、日本人が直接経営するレストランで、將亦一樹（はたまた　かずき）ディレクターの御講演も賜ってきてきま

した。

ヘルシー志向も追い風で、加えてすし人気、ラーメン人気、豆腐人気で、新規出店も多く、競争も激化してきているとのことです。

また、以前は、ワインしか売れませんでしたが、日本酒の人気が伸びているとのことでした。残念ながら、富山県の日本酒はこのお店では扱っていないというお話もしておられました。

パリで富山県の物産展があると聞き、残念ですが、私は知らなかった、イベント情報が届けばぜひ参加してみたいというお話も伺いました。

「寿司といえば、富山」も初めて聞きましたが、パリで富山湾でとれるお魚を仕入れることができるかとか、富山のお米やお魚にも興味があり、一度調査してみるという、大変ありがたい、サービス精神のあるコメントも頂いたわけです。

パリでの和食について、現場の率直な意見を伺ってきたわけでございますが、このレストランでは、終始、予約されても座席待ちで、近くのラーメン店はびっくりする値段で――27ユーロ、30ユーロぐらいでありましたけれども、30分待ちの繁盛ぶりということであります。

大使館でも聞きましたけれども、和食ブームが本物だと感じました。

一方で、富山県となると、残念ながらまだ知名度はないのかと思っております。

富山県食材輸出プロモーション事業や、「寿司といえば、富山」、富山県由来の食材、富山県の日本酒の輸出について、認知度も低いのかと思っております。

富山県の食材、日本酒の魅力向上につながるよう、これまでの成果を踏まえ、この事業に期待される効果や、この事業を機会に、今後どのような展開を考えているのか、西副知事にお伺

いいたします。

西副知事　県では、これまで、フランスにおいて、国際見本市への出展や日本酒のＰＲイベントの実施、事業者による現地での営業活動に対する支援を行ってまいりました結果、米やみそ、調味料で新たな商流の構築や、日本酒の輸出額の増加など、成果はあらわれてきているところでございます。

ただ、フランスに限らず欧米では、安定取引には一定期間を要するものの、御指摘いただいたとおり、世界へ発信するポテンシャルは非常に高いということでございますので、継続した取組が重要だと考えております。

このため、今回の事業は、世界の食業界でも影響力を持つ現地のレストランでレセプションを開催し、欧州市場への足がかりとすることを検討しております。

具体的には、パリ市内のレストランにおいて、バイヤーや現地メディアを招いて、「寿司といえば、富山」を切り口とし、本県の食の魅力をレセプション形式でＰＲをすることを考えております。

会場では、県内事業者に加えて、私も参加をし、富富富や昆布、麺類などの県産食材をはじめ、日本酒、みそやしょうゆなどの発酵食、干し柿などの伝統食など、富山の食文化を発信いたします。

そして、その際、県産食材のみならず、食器など、本県の工芸品と併せて訴求をしてまいります。

また、プロモーションには、現地の著名な店舗やレストランのバイヤーの招待も検討しており、既に輸出されている商品に加え、新たに輸出を目指す商品も提案し、商流構築を目指します。

なお、今回の食プロモーションは予算をお認めいただけましたら、観光プロモーションと一体で実施することとしておりま

す。

これを契機として、現地メディアや旅行会社に、富山の食や観光の魅力をアピールするとともに、今後の来県と取材、視察も働きかけるなど、フランスでの認知度向上と観光促進につなげるよう取り組んでまいります。

奥野委員長　八嶋委員の質疑は以上で終了しました。

暫時休憩いたします。

午後の会議は１時に開会いたします。

お疲れさまでした。

午後０時00分休憩